



経営インサイト

管理部門担当者様にとって注目のテーマに気付きをお届けする

令和5年度税制改正大綱のポイント②

NISA / 贈与・相続

2023年4月 管理部門注目のイベント

- 1日**
 - ・労働基準法改正
月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げ(中小企業) / 賃金のデジタル払いの解禁 など
 - ・育児・介護休業法改正
育児休業の取得状況の公表を義務付け(労働者が1000人を超える事業主)
 - ・民法改正
相隣関係規定の改正など
 - ・不動産登記法改正
形骸化した登記の抹消手続きの簡略化など
 - ・食品表示基準改正
遺伝子組み換え表示制度の改正
 - ・個人情報保護法改正
個人情報保護委員会が一元的に制度を所管
- 27日**
- ・相続土地国庫帰属法施行
相続土地国庫帰属制度が開始

2022年(令和4年)の年末に、令和5年度の税制改正大綱が発表されました。『経営インサイト』では、2月増刊号として、主に企業向けの改正項目について解説しました。今回はその第二弾として、個人向けの項目の中から、NISAと贈与・相続に関する改正について解説します。NISAはより使いやすく、資産運用しやすい制度に変わると評価されています。一方、贈与・相続に関する部分については、利用しやすくなった面もあれば、注意が必要なものもありそうです。資産形成や生前の相続対策をうまく進めるためにも、改正の基本的な内容を押さえておきましょう。

NISAは改正により、更に使いやすくなる

NISAは、「少額投資非課税制度」と呼ばれる制度です。一般的に、保有している株式や債券などを売却するときには、売却益に対して約20%の税金が課税されます。例えば100万円で購入した株式が値上がりし、120万円で売却したとします。ざっくり計算すると、120万円マイナス100万円×20%＝4万円が課税され、差し引きされて戻ってくるのは約16万円です。しかしNISAを利用すれば、約20万円が丸々戻ってくるようになります。NISAの改正点について、具体的に見ていきましょう。

3つの枠が「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の2枠に

現行NISAでは、つみたてNISAと一般NISA、そしてジュニアNISA

の3つの枠があります。改正後は、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の2枠となります。

「つみたて投資枠」の特徴は、その名のとおり、長期的に積立てて資産形成をしやすいような商品が投資対象となっており、日経225やTOPIXなどのインデックスファンドや債券などがこれにあたります。これは現行NISAのつみたてNISAと同じです。つまり、つみたて投資枠は現行のつみたてNISAと対応しているといえます。

もう一つの枠である「成長投資枠」は一般NISAと対応しており、上場株式や投資信託などが、広く投資対象商品として設定されています。また、ジュニアNISAは制度そのものがなくなるということになりました。

非課税保有期間が無期限に

現行NISAでは、非課税保有期間が



税理士法人
アイユーコンサルティング
税理士
足立 賢亮 氏

決められています。一般NISAの非課税保有期間は5年間で、それ以上は非課税のまま保有することができません。期間を超えてしまったときには、売却して利益に変えるか課税口座に資産を移管する必要があります。

一般NISAで100万円の株式を購入して5年後に120万円になったとすると、そこで売却すれば20万円の利益が得られます。しかし課税口座に移管してから売却すると、先ほど見たとおり、税引後の約16万円が利益として得られることとなります。

課税口座に入れた後に株式が値上がりする可能性もありますから、現行NISAでは、売却するか課税口座に移管するかの判断に悩む方も多かったと思われま。しかし改正後は非課税保有期間が無期限になるので、慌てて売却する必要がなくなります。

年間投資枠が変わる

現行NISAと改正後のNISAでは、年間非課税枠が次のように変わります。

【現行NISA】

- 一般NISA…年間120万円
- つみたてNISA…年間40万円
- ジュニアNISA…年間80万円

【新NISA】

- 成長投資枠…年間240万円
- つみたて投資枠…年間120万円

新NISAでは非課税保有期間が無期限になることから、最大1800万円という非課税保有限度額が設定されました。成長投資枠・つみたて投資枠のどちらも併用することができ、どちらか一方で1800万円の限度額まで投資することもできます。

仮に限度枠いっぱいまで銘柄を購入し続けたとしたら、5年間で1800万円の限度枠に到達することになります。ただ、成長投資枠の非課税保有限度額は1200万円までとなっており、この点は注意してください。

また、現行NISAではその年の非課税投資枠を使い切ってしまうと再利用することができませんでした。例えば一般NISAで50万円の株を購入した場合に、120万円マイナス50万円＝70万円が非課税投資枠の残高となり、その後株を売却したとしてもその年の非課税投資枠の残高は120万円に戻ることはありませんでした。

【図表1】

	NISA(20歳以上)		ジュニアNISA(18歳未満)
	一般NISA	つみたてNISA	
制度開始	2014年1月から	2018年1月から	2016年4月から
非課税保有期間	5年間	20年間	5年間 ※ただし、2023年末以降に非課税期間が終了するものについては、18歳まで非課税で保有を継続可能。
年間非課税枠	120万円	40万円	80万円
投資可能商品	上場株式・ETF・公募株式投信・REITなど	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託 ※金融庁への届出が必要	一般NISAと同じ
買付方法	通常の買付け・積立投資	積立投資(累積投資契約に基づく買付け)のみ	一般NISAと同じ
払出し制限	なし	なし	あり(18歳まで) ※災害などやむを得ない場合には、非課税での払出し可能。
備考	一般とつみたてNISAは年単位で選択制 2023年1月以降は18歳以上が利用可能		2023年末で終了

〈2024年からのNISA〉

	成長投資枠	併用可	つみたて投資枠
年間投資枠	240万円		120万円
非課税保有期間 ^(注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額(総枠) ^(注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
	1,200万円(内数)		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	上場株式・投資信託等 ^(注3) (①整理監理銘柄②信託期間20年未満高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外)		長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 (現行のつみたてNISA対象商品と同様)
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1)非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保 (注2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理 (注3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施 (注4)2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税保有期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を旨とする

出典:経済産業省資料を一部加工してアイユーンコンサルティンググループ作成

しかし、改正後は非課税投資枠を繰り返し利用することができるため、投資枠を全て使い切ってしまった後でも、その後株を売却し投資枠を復活させることで再度非課税の投資をすることができるようになります。この点も、資産運用がしやすくなる改正といえそうです。

成長投資枠とつみたて投資枠が併用できるようになる

先ほど少し触れましたが、成長投資枠

とつみたて投資枠の併用ができるようになったのも大きな改正点です。基本的にNISAは1人1口座だけしか開設できません。そして現行NISAでは、一般NISAとつみたてNISAの2つの枠を併用することはできませんでした。つみたてNISAから一般NISAなど、別枠に変更するときには、年度ごとに切替えなければならなかったわけですが、しかし改正後は切替えが必要ありません。つまり、成長投資枠を使って投資商品

を買いつつ、つみたて投資枠を使って投資商品を買うことができるようになります。どちらの枠も使って投資をすれば、最大で年間360万円を投資することができるというわけです。

■ ■ 新NISAに移行すると、今までのNISA資産はどうなる？

そもそも現行NISAでは、投資可能期間は2014年～2023年となっていました。仮に2023年に現行NISAで投資を始めた人は、5年後の2027年までは非課税期間が続くことになりますが、その後も新NISAに移管することができれば、非課税のまま保有し続けることができるようになります。

移管することを「ロールオーバー」といいますが、現行NISAの運用資産はNISAの口座にロールオーバーすることはできません。一般NISA口座を使って2023年までに購入した商品については5年間、つみたてNISA口座で購入した商品については20年間の非課税保有期間が終わった後は、課税口座に移管されることとなります。

■ ■ ジュニアNISAはどうなる？

では、制度そのものがなくなるジュニアNISAはどうなるのでしょうか？
ジュニアNISAは未成年者（成年年齢の引き下げに伴い、2023年は0歳

～17歳）が対象で、基本的に18歳までは払い出すことができない制度です。

非課税保有期間は5年間となり、所定の手続きを経れば18歳になるまで非課税措置を受けることができます。18歳になった後は自動的に成長投資枠の口座が開設され、そちらに移管することになります。この運用は改正後も変わりません。

このように、NISAは大きな改正が行われていますので、改正点を押さえておくといでしょう。

贈与・相続税の改正

続いて見ていきたいのが、贈与・相続税に関する改正です。改正点は、大きく次の2つです。

- ・ 暦年贈与の持ち戻しが7年に延長
- ・ 相続時精算課税制度に年間110万円の非課税枠が追加

では、具体的にみていきましょう。

■ ■ 暦年贈与の持ち戻しが7年に延長

贈与によって受け取った財産には贈与税がかかりますが、年間110万円以下の贈与であれば、贈与税が非課税です。これを「暦年贈与」と呼びます。

贈与する側から見ても、例えば年間10人に110万円ずつ合計1100万円を贈与したとしても、贈与

を受けた人が110万円までしか贈与されていない場合は、贈与税がかかりません。贈与する相手が多いほど節税効果が高まるという利点もあって、暦年贈与は相続税対策として多く活用されています。

ところが、贈与した人が亡くなった場合には、亡くなる前3年間になされた贈与については相続財産に加算されてしまいます。これを「暦年贈与の持ち戻し」と呼びます。

ここは誤解の多いところなのですが、持ち戻しの対象となるのは「相続又は遺贈により財産を取得した者」です。孫や知人など、「相続又は遺贈により財産を取得した者」に当てはまらない人に対してなされた贈与については、暦年贈与の持ち戻しはありません。

暦年贈与の持ち戻しについて、令和5年に税制改正がなされることになりました。亡くなる前3年間という持ち戻しの期間が7年間に延長されます。

■ ■ 暦年贈与の持ち戻し加算期間について

2023年の改正後、すぐに持ち戻し期間が7年に延長されるわけではありません。2030年（令和12年）12月31日までの相続については、段階的に加算期間が延長します。

持ち戻し期間7年間のうち、延長された4年間の贈与については、総額1100万円までは相続税の課税価格には加算されま

【図表2】 暦年贈与の持ち戻し加算期間の延長

	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)	2030年 (令和12年)	2031年 (令和13年)
相続財産への加算なし	相続財産に加算(3年間)			10/1 相続開始					
	100万円 控除?※	相続財産に加算(3年9カ月)			10/1 相続開始				
	100万円控除?※	相続財産に加算(4年9カ月)				10/1 相続開始			
	100万円控除?※	相続財産に加算(5年9カ月)					10/1 相続開始		
	100万円控除?※	相続財産に加算(6年9カ月)						10/1 相続開始	
	100万円控除	相続財産に加算(7年間)							10/1 相続開始

※延長した期間の100万円控除について2030年(令和12年)12月31日までの間は、按分計算が必要なのか今後発表される情報に注目する必要があります。

せん。(図表2)

■ ■ 相続時精算課税制度に年間110万円の非課税枠が追加

もう一つの改正が、相続時精算課税制度に関する改正です。相続時精算課税制度とは、60歳以上の父母または祖父母などから

18歳以上の子や孫などに対して財産を贈与したときに、最大2500万円まで贈与税が非課税となる制度です。精算課税を選択した以後に贈与した財産は全てが相続財産に足し戻されます。

相続時精算課税制度は、自分が生きている間に子どもや孫にまとまった財産を贈与しておきたい場合などに役立つ制度ですが、暦年贈与との併用ができないだけでなく、相続時精算課税制度を選択すると、二度と暦年贈与を選択することができないなどの制限があります。

また、不動産や株式などの有価証券が相続財産に含まれている場合は、贈与時点でこれらの財産の評価が固定されます。こうした事情から、相続時精算課税制度はあまり活用されていませんでした。

令和5年の改正では、相続時精算課税制度を選択すると、2500万円のほか、毎年110万円までの贈与についても贈与税がかからないという改正が行われます。また、この110万円の基礎控除については、暦年贈与のように持ち戻しもないため、仮に相続時精算課税制度で110万円の贈与を行った後ですぐに亡くなってしまうとしても、贈与は有効のままです。

こうした改正の背景には、高齢世代が貯蓄している財産を若年世代に早めに移行させたい、という国の意図があるようです。

このようなメリットがある一方で、デメリットとしては、贈与時点で財産の評価が

固定されてしまうことが挙げられます。将来的な価格上昇がほぼ確実に予測される株式を贈与するような場合にはメリットが大きいと思えますが、贈与時より相続開始時点の評価額が下がってしまうえば損失が出てしまいます。

また、法定相続人ではない孫に対して相続時精算課税制度を使う場合、相続税が2割増しになることも注意が必要なところですが。

【図表3】 暦年贈与と相続時精算課税贈与の概要 (赤字は改正部分)

	暦年贈与	相続時精算課税贈与
贈与者 受贈者	対象者に制限なし	60歳以上の親・祖父母から18歳以上の子および孫への贈与 (直系尊属からの贈与に限る)
選択	選択不要	父母ごと、子どもごとの選択 (選択後は相続時まで撤回できない)
控除	毎年基礎控除110万円	特別控除：一生の累計額で2,500万円 + 毎年申告不要の基礎控除110万円 (贈与税申告期間内に「相続時精算課税選択届出書」の提出が必要)
贈与税率	累進課税(最高55%)	一律20%
相続時	相続開始前7年(現行:3年)以内の贈与は相続財産に加算 (相続税額を超えて納付した贈与税の還付なし)	贈与財産を贈与時の評価額で、相続財産に加算 (毎年110万円の基礎控除分は加算不要 、相続税額を超えて納付した贈与税は還付)
向いている 可能性が 高い方	<ul style="list-style-type: none"> ●余命7年超で長期の対策ができる方 ●相続税率が高く、贈与税率との差で税メリットを享受した方が効果が大きい資産家の方 ●法定相続人ではない孫などへの財産承継を検討している方 ●相続時精算課税制度を適用できない子や孫以外への贈与を検討している方 	<ul style="list-style-type: none"> ●余命7年以内と想定されるような高齢の方 ●自社株や収益物件を所有している方 ●年間110万円を超える贈与を検討していない方

アイユーコンサルティング グループ作成

■ 暦年贈与と相続時精算課税制度、どちらを選択すると有利なのか？

今回の改正によって、相続時精算課税制度の使いづらさが緩和されました。暦年贈与と併用ができないことがネックになっていた人も、相続時精算課税制度を選択しやすくなったといえそうです。

では、暦年贈与と相続時精算課税制度、どちらを選べばよいのでしょうか？

暦年贈与と相続時精算課税制度、どちらの制度を選択すればよいかについては一律に答えが出るものではなく、資産状況や年齢など、さまざまな要素が関係しています。

具体的な判断については、税理士に相談しながら進めていくことを推奨しますが、

暦年贈与が向いている人、相続時精算課税制度が向いている人をざっくりとカテゴリ分けすると、図表3下部のようになります。

今回は、税制改正の中でも個人に影響の大きいNISAと贈与・相続に関する改正について解説しました。

暦年贈与の持ち戻しが7年に延長されることを考えると、これまで以上に生前贈与や相続対策を早めに始めたほうが有利です。また、これらの改正は資産形成や資産運用にも影響の大きな改正ですので、基本的なところを理解して、有利に進めていきましょう。

税理士法人アイユーコンサルティング
税理士

足立 賢亮 氏

国内大手税理士法人から2019年にアイユーコンサルティングに入社。入社後の相続税申告は既に60件に及ぶ。相続対策、法人顧問、個人顧問、組織再編を伴う資本政策など、幅広い業務に対応しており、丁寧かつスピーディーな仕事振りでお客様とのコミュニケーションを得意とする。他士業との連携、共催による合同セミナー、相続相談会など、営業活動においても躍進する最年少マネージャーとして、関東地区の拠点拡大を目指し、日々邁進している。「会社の事業承継、相続による遺産の承継は人生において数少ない重要な局面である」を念頭に、経営者、遺族、納税者の立場やニーズに配慮し、ベストな提案をするため、幅広くサポートを行う。

本誌の内容は、「令和5年度税制改正大綱」にもとづき、2023年3月10日時点での情報をもとに作成しております。そのため、今後国会に提出される法案などによっては、本誌に掲載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご注意ください。

発行：株式会社 星和ビジネスリンク

本社：〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビル4階
TEL: (03) 5439-2370 (大代表) FAX: (03) 5439-2371

※本誌からの無断転載、コピーを禁止します。(非売品)

●お届けたいたしたのは



NISSAY

(生 23 - 1357, 法人開拓戦略室)